

学内諸規程

学則	2
学位規則	10
学位審査取扱細則.....	13
光産業創成研究科履修規程	16
附属図書館利用規程	27
光産業創成大学院大学学生規則.....	29
授業料等に関する規程	31
授業料の徴収猶予に関する規程.....	33
授業料未納者に係る除籍の取扱に関する要項.....	34
除籍の基準及び除籍日の取扱に関する要項.....	35
単位取得満了者の在学期間延長に係る授業料減免に関する規程.....	36
光産業創成大学院大学長期履修規程	37
光産業創成大学院大学奨学金給付規程.....	39
光産業創成大学院大学科目等履修生規程	41
光産業創成大学院大学聴講生規程	43
特別聴講学生規程.....	45

学則

第1章 総則

第1節 目的、自己点検評価

(目的)

第1条 光産業創成大学院大学（以下「本学」という。）は、光と生命体、物質、情報等とのかかわりに関する学理と知見を基礎に置きつつ、光の発生、変換・制御、利用に関する最先端技術を駆使し、光の各種機能を連携・融合、さらにそれらの技術と経営の融合に関する研究開発を教授研究し、その深奥をきわめ、新産業を自ら実践しうる人材養成を行うことを目的とする。

(自己点検・評価)

第2条 本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について普段の自己点検・評価を行い、その教育研究活動等の改善・充実に努めるとともに、その結果を公表する。

2 前項の自己点検及び評価の結果について、大学の職員以外の者による検証を行う。

3 自己点検・評価の実施方法、体制については、別に定める。

第2節 教育研究組織等

(大学院)

第3条 本学に、大学院を置く。

(研究科・専攻)

第4条 大学院に光産業創成研究科・光産業創成専攻を置く。

(附属図書館)

第5条 本学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する事項は、別に定める。

(学内共同教育研究施設)

第6条 本学に、次に掲げる学内共同教育研究施設を置く。

(1) リエゾンセンター

(2) 情報・メディアセンター

2 学内共同教育研究施設に関する事項は、別に定める。

(事務局)

第7条 本学に、事務局を置く。

2 事務局に関する事項は、別に定める。

第3節 職員組織

(職員)

第8条 本学に、学長、研究科長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員を置く。

第4節 運営組織

(教授会)

第9条 本学に研究科教授会を置く。

2 研究科教授会に関する事項は、別に定める。

第2章 研究科

第1節 課程、その目的及び修業年限

(課程)

第10条 研究科の課程は、博士課程とする。

2 前項の博士課程は、後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）のみとする。

(目的)

第11条 博士後期課程は、光産業創成に係る専攻分野について、自立して研究開発活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究開発能力及びその基礎となる豊かな学識を養うとともに、その能力をもって産業創成の実践を行うことを目的とする。

(標準修業年限)

第12条 博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

第2節 専攻及び収容定員

(専攻及び収容定員)

第13条 光産業創成研究科に置く専攻及びその収容定員は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	入学定員	収容定員
	博士後期課程		
光産業創成研究科	光産業創成専攻	10人	30人
合計		10人	30人

第3節 学年、学期及び休業日

(学年)

第14条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 前項の規定にかかわらず、第18条ただし書の規定により入学した者の学年は、10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(学期)

第15条 前条の学年を、次の学期に分ける。

(1) 前学期 4月1日から9月30日まで

(2) 後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第16条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に定める休日

(3) 創立記念日（4月1日）

(4) 春季、夏季及び冬季の休業日

2 前項第4号の休業日については、別に定める。

3 学長は、必要があると認めるときは、臨時の休業日を定めることができる。

第4節 入学及び進学

(入学資格)

第17条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 修士の学位を有する者又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

- (4) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (5) 文部科学大臣の指定した者（大学を卒業し、又は外国において学校教育16年の課程を修了した後、若しくは、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育の課程を修了した後、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、本学において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者）
- (6) 本学において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- (7) その他本学において、修士の学位を有する者又は専門職学位に相当する学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の時期)

第18条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、後学期の始めにも入学することができる。

(入学の出願)

第19条 本学に入学を志願する者は、入学願書に所定の書類等を添えて、学長に願出しなければならない。

(入学者の選抜)

第20条 本学に入学を志願する者については、別に定めるところにより選抜を行う。

(入学手続及び入学許可)

第21条 前条の選抜の結果に基づき合格の通知を受け、入学をしようとする者は、第43条に規定する入学金、第44条に規定する授業料を納入し、及び所定の書類等を提出しなければならない。

2 学長は、前項の手続きを完了した者に入学を許可する。

第5節 教育方法、履修方法、在学年限及び教育内容等の改善のための組織的な研修等

(教育方法)

第22条 研究科の教育は、授業科目の授業、起業実践を伴う課題研究及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。

2 特別の必要があると認められるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の方法により教育を行うことができる。

(成績評価基準等の明示等)

第23条 本研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本研究科は学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定にあたっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(授業科目、その単位数、履修方法等)

第24条 第22条に規定する授業科目及びその単位数並びに履修方法等は、当該研究科において別に定める。

(単位の計算方法)

第25条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験及び実習については、30時間の授業をもって1単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、研究論文及び課題研究の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第26条 授業科目を履修し、その試験又は研究報告に合格した者には、所定の単位を与える。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第27条 学生が他の大学院の授業科目を履修することが教育上有益であると研究科教授会において認めるときは、あらかじめ、当該他の大学院と協議し、履修することを認めることがある。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、本学において修得したものとみなす。ただし、本学において修得したとみなすことができる単位数は、2単位を超えないものとする。
- 3 本条に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第28条 学生が本学に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を、研究科教授会において教育上有益と認めるときは、本学に入学した後の、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により本学において履修したものとみなすことができる単位数は、10単位を超えないものとする。
- 3 本条に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(他の大学院等における研究指導等)

第29条 学生が、他の大学院又は研究所等において研究指導を受けることが教育上有益であると研究科教授会において認めるときは、あらかじめ、当該他の大学院又は研究所等と協議の上、当該他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることがある。

- 2 前項の規定により他の大学院又は研究所等において受けた研究指導は、本学の研究科において受けた研究指導とみなすことができる。
- 3 第1項の規定により研究指導を受けた期間は、在学期間に算入する。
- 4 本条に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(在学年限)

第30条 博士後期課程の学生は6年を超えて在学することができない。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第31条 本学は、本学の授業及び研究指導の内容並びに方法の改善を図るための積極的な研修等及び研究を行う。

第6節 修了の要件、学位

(博士課程の修了の要件)

第32条 博士課程の修了の要件は、本学博士課程に3年以上在学し、研究科の定めるところにより、所要の授業科目について20単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に2年以上在学すれば足りるものとする。

(修了の認定)

第33条 修了の認定は、研究科教授会が行う。

(学位)

第34条 本学研究科の課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学に博士論文を提出して、その審査に合格し、かつ、本学の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与することができる。

3 学位に関する事項は、別に定める。

第7節 休学、留学、再入学、転入学、転学及び退学

(休学)

第35条 病気その他やむを得ない事由により、引き続き3ヶ月以上修学できない者は、学長の許可を得て、休学することができる。

2 病気のため、修学することが不相当と認められる者に対して、学長は休学を命ずることができる。

3 休学の事由が消滅したときは、学長の許可を得て、復学することができる。

4 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

5 休学期間は、博士後期課程において、通算して2年を超えることができない。

6 休学期間は、在学期間に算入しない。

(留学)

第36条 外国の大学院又は研究所等に留学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

2 留学期間中における授業科目の履修等の取扱いについては、第27条及び第29条の規定を準用する。

(再入学)

第37条 本学を退学した者又は除籍された者で、本学に再入学を志願する者がある場合は、本学の教育研究に支障がないときに限り、選考の上、学長が入学を許可することがある。

2 前項の場合において、既に修得した授業科目の単位及び在学期間の認定は、研究科教授会において行う。

(転入学)

第38条 他の大学院に在学する者で、本学に転入学を志願する者がある場合は、本学の教育研究に支障がないときに限り、選考の上、学長が入学を許可することがある。

2 前項の場合において、既に修得した授業科目の単位及び在学期間の認定は、研究科教授会において行う。

(転学)

第39条 他の大学院に転学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(退学)

第40条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

第8節 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料及び授業料の額)

第41条 検定料、入学料及び授業料の額は、理事会の議を経て別に定める。

(検定料の納付)

第42条 入学、再入学及び転入学を志願する者は、入学願書提出と同時に、検定料を納付しなければ

ならない。

(入学料の納付)

第43条 入学、再入学及び転入学に当たっては、所定の期日までに、入学料を納付しなければならない。

(授業料の納付)

第44条 当該年度の授業料は、前年度の3月に納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期(4月から9月まで)及び後期(10月から翌年3月まで)の2期に分けて、年額の2分の1ずつ納付することができる。この場合の授業料の納付は、3月及び9月とする。

(入学の時期が徴収の時期後である場合における授業料の額及び徴収方法)

第45条 特別の事情により、入学の時期が徴収の時期後である場合に前期又は後期において徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に入学した日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月に徴収するものとする。

(復学の場合における授業料の額及び徴収方法)

第46条 前期又は後期中途において復学をした者から前期又は後期において徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に復学の日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額とし、復学の日の属する月に徴収するものとする。

(学年の途中で修了する場合における授業料の額及び徴収方法)

第47条 特別の事情により、学年の途中で修了する者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に在学する月数を乗じて得た額とし、徴収時期は別に定める。

(退学等の場合における授業料の額)

第48条 前期又は後期中途において退学し、転学し、除籍され、又は退学を命じられた者の授業料は、当該期分を徴収する。

2 第58条に規定する停学の期間中の授業料は、これを徴収する。

(入学料の免除等)

第49条 経済的理由によって、入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者又はその他やむを得ない事情があると認められる者には、入学料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

(授業料の免除等)

第50条 経済的理由によって、授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者又はその他やむを得ない事情があると認められる者には、授業料の全額若しくは半額を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

(入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項)

第51条 入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(納付済の検定料、入学料及び授業料)

第52条 納付済の検定料、入学料及び授業料は返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、第44条第2項の規定により前期及び後期に係る授業料を併せて納付した者が、後期に係る授業料の納付時期前に休学し、又は退学した場合は、納付した者の申出により後期に係る授業料相当額を返還する。

3 第1項の規定にかかわらず、第44条第1項の規定により入学を許可する時に授業料を納付した者が、入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合は、納付した者の申出により当

該授業料相当額を返還する。

第3章 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、研究生及び聴講生

(特別聴講学生)

第53条 教育上有益と認めるときは、他の大学院又は外国の大学院との協議に基づき、当該他の大学院又は外国の大学院に在学中の者を特別聴講学生として入学を許可し、研究科の授業科目を履修させることができる。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第54条 教育上有益と認めるときは、他の大学院又は外国の大学院との協議に基づき、当該他の大学院又は外国の大学院に在学中の者を特別研究学生として入学を許可し、研究科の研究指導を受けさせることができる。

2 特別研究学生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第55条 本学の学生以外の者で研究科の授業科目中1科目又は複数科目を選んで履修しようとする者がある場合は、本学の教育研究に支障がないときに限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第56条 研究科において特定事項について研究しようとする者がある場合は、本学の教育研究に支障のないときに限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第57条 本学の学生以外の者で研究科の授業科目中1科目又は複数科目を選んで聴講しようとする者がある場合は、本学の教育研究に支障がないときに限り、選考の上、聴講生をして入学を許可することができる。

2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 外国人留学生

(外国人留学生)

第58条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、外国人留学生として受け入れることがある。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 賞罰及び除籍

(賞罰)

第59条 学長は、表彰に値する行為を行った者があるときは、これを表彰することができる。

2 学長は、本学の規則に違反し又は本学の教育研究活動を著しく阻害する行為を行った者があるときは、研究科教授会の議に基づき懲戒することができる。

3 前項に規定する懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

(除籍)

第60条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

(1) 在学期間が第30条に規定する在学年限を超えた者

(2) 休学期間が第35条第5項に規定する期間を超えた者

(3) 入学料の免除を許可されなかった者及び半額の免除を許可された者並びに徴収を猶予された者又は免除の許可を取り消された者で、その納付すべき入学料を所定の期日までに納付しなかった者

(4) 授業料の納付を怠り、督促を受けてなお納付しなかった者

第6章 学生宿舎

(学生宿舎)

第61条 本学に、学生宿舎を置く。

2 学生宿舎に関する事項は、別に定める。

第7章 公開講座

(公開講座)

第62条 本学に、社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、公開講座を開設することができる。

2 前項の公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

2 第13条の収容定員にかかわらず、平成17年度にあっては15人、平成18年度にあっては30人とする。

3 第34条第2項に規定する博士の学位授与は、同条第1項により博士の学位を授与した後に行うものとする。

4 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

5 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

6 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

7 第13条の表に掲げる収容定員は、同上の規定にかかわらず、平成24年度から平成25年度までは、次のとおりとする。

専攻名	平成24年度	平成25年度
光産業創成専攻	40人	35人

8 この学則は、平成28年3月29日から施行し、平成27年12月10日から適用する。

9 この学則は、令和4年5月24日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

10 この学則は、令和4年11月29日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

11 この学則は、令和5年5月25日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

学位規則

(趣旨)

第1条 光産業創成大学院大学（以下「本学」という。）における博士論文審査等の手続きその他本学が授与する博士の学位に関し必要な事項については、この規則の定めるところによる。

(学位)

第2条 本学が授与する学位は、博士とし、付記する専攻分野は「光産業創成」または「工学」とする。

(学位授与の要件等)

第3条 前条の学位は、本学の研究科に所定の修業年限以上在学し、所定の単位数以上を修得し、かつ、事業実践を伴う課題研究及び学位論文の作成等に対する指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格し、本学の研究科を修了した者に授与する。

2 前項に定めるもののほか、前条の学位は、本学の研究科を経ない者であっても、本学に博士論文の審査を申請し、その審査に合格し、かつ、本学の研究科を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与することができる。

(博士論文審査出願等の手続き)

第4条 前条第1項の規定に基づき博士論文の審査及び試験を受けようとする者は、別に定める期日までに、その博士論文審査出願書を、学長に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定に基づき、本学に博士論文の審査を申請し、及び本学の研究科を修了した者と同等以上の学力を有することの確認（以下「学力の確認」という。）を受けようとする者は、その博士論文及び博士論文審査申請書を学長に提出するとともに、所定の額の審査手数料を納入しなければならない。

3 本学の研究科に所定の修業年限以上在学し、所定の単位数以上を修得し退学した者が、本学に博士論文の審査を申請し、及び学力の確認を受けようとするときも前項の規定による。この場合において、その者が退学後3年以内の者であるときは審査手数料の納付は要しないものとする。

(提出する博士論文)

第5条 提出する博士論文は、1編とする。ただし、参考として他の自著又は共著の論文を添付することができる。

2 博士論文の審査のため必要があるときは、その博士論文の翻訳、その博士論文の内容に係る模型、標本等の参考資料を提出させることがある。

(博士論文等の受理及び審査の付託)

第6条 学長は、第4条第1項の規定に基づき提出された博士論文及び博士論文審査出願書を受理したときは、研究科教授会にその博士論文の審査及び試験を付託するものとする。

2 学長は、第4条第2項及び第3項の規定に基づき提出された博士論文及び博士論文審査申請書を受理したときは研究科教授会にその博士論文の審査及び学力の確認を付託するものとする。

(審査委員)

第7条 研究科教授会は、前条第1項及び第2項の規定に基づき博士論文の審査及び試験の付託を受けたときは、その博士論文ごとに、研究科の教員のうちから3人以上の者を審査委員として選出し、その博士論文の審査及び試験に当たらせるものとする。

2 研究科教授会は、必要があると認めるときは、前項の審査委員に加えて、他の大学の大学院、研究所等の教員等を審査委員に委嘱することができる。

(試験)

第8条 第6条第1項の試験は、博士論文の審査が終了した後に、その博士論文を中心としてこれに関連のある専門分野について、筆記または口述により行うものとする。

(学力の確認)

第9条 第6条第2項の学力の確認は、その博士論文を中心として、これに関連のある専門分野について、筆記、口述等適宜の方法により行うものとする。

2 学力の確認は、研究科が定めるところにより、外国語についても行うことができる。

3 本学の研究科に所定の修業年限以上在学し、所定の単位数以上を修得して退学した者で退学後3年以内の者その他研究科教授会が差し支えないと認めた者については、学力の確認を免除することができる。

(審査期間)

第10条 第4条第1項の規定に基づき提出された博士論文の審査及び試験は、その博士論文を提出した者が在学すべき所定の期間内に終了するものとする。

2 第4条第2項及び第3項の規定に基づき提出された博士論文の審査及び学力の確認は、その博士論文を受理した日から1年以内に終了するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、特別の理由があるときは、研究科教授会の議を経て、博士論文の審査及び試験または学力の確認に要する期間を延長することができる。

(審査結果の報告)

第11条 審査委員は、博士論文の審査及び試験又は学力の確認を終了したときは、それらの結果に学位を授与できるか否かの意見を添え、研究科教授会に報告するものとする。

(学位授与の議決)

第12条 研究科教授会は、前項の報告に基づき、学位授与の可否について審議し、議決するものとする。

2 前項の議決は、研究科教授会の構成員の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成を必要とするものとする。ただし、公務出席中の者、長期療養中の者その他学長がやむを得ないと特に認めた者は、構成員の数から除くものとする。

3 研究科教授会は、第1項の結果に次の各号に掲げる事項を記載した書類を添えて、学長に報告するものとする。

(1) 博士論文の要旨

(2) 博士論文の審査結果の要旨

(3) 試験又は学力の確認の結果の要旨

(学位の授与)

第13条 学長は、前条第3項の報告に基づき、学位の授与の可否について、学位の授与を申請した者に通知する。

2 学長は、学位を授与する者に学位記を交付する。

3 学位記の様式は、別記の通りとする。

(論文要旨等の公表)

第14条 学長は、学位を授与したときは、文部科学大臣に所定の報告をするとともに、その学位を授与した日から3月以内に、その博士論文の内容の要旨及びその審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(博士論文の公表)

第15条 学位を授与された者は、その学位を授与された日から1年以内に、その博士論文の全文を公表しなければならない。ただし、その学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、研究科教授会がやむをえないと認めたときは、博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その博士論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、インターネットの利用により本学が行うものとする。

(学位の名称)

第16条 本学の学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、本学名を付記するものとする。

(学位授与の取消)

第17条 本学の学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、研究科教授会の議を経て、その学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(細則)

第18条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 第3条第2項の規定に基づく学位の授与は、同条第1項規定に基づく学位の授与が行われた後に行うものとする。

3 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

4 この規則は、平成26年8月7日から施行する。

5 この規則は、令和元年9月12日から施行する。

学位審査取扱細則

(趣旨)

第1条 この細則は、光産業創成大学院大学学位規則（平成17年4月1日制定）（以下「規則」という。）第18条の規定に基づき、学位審査の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則において、規則第3条第1項の規定により授与される学位は「課程博士」とし、同条第2項の規定により授与される学位は「論文博士」とする。

(学位審査の申請資格)

第3条 前条に規定する「課程博士」若しくは「論文博士」の学位を申請できる者は次の各号に該当する者とする。

(1) 課程博士の申請資格を有する者は、規則第3条第1項の定めるところにより本学の研究科に所定の修業年限以上在学し、所定の単位数以上を修得し、かつ、事業実践を伴う課題研究に対する指導を受けた者とする。

(2) 論文博士の申請資格を有する者は、次のいずれかに該当する者とする。

イ 本学大学院博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、事業実践を伴う課題研究に対する指導を受けた上退学した者

ロ 大学卒業後7年以上又は修士課程修了後4年以上の技術又は研究の経歴を有する者

ハ 本号イロに掲げる者と同等以上の技術又は研究の経歴を有すると認められた者

(予備審査)

第4条 博士の学位を申請しようとする者は、予備審査申請書（別記様式予備1号）に本条第7項にかかげる書類を添えて申し出を行い予備審査を受け、それに合格しなければならない。

(1) 課程博士の学位申請者は、主任指導教員を通じて学長（研究科長）に申し出るものとする。

(2) 論文博士の学位申請者は、光産業創成研究科の教授、准教授、講師、または助教を通じて学長（研究科長）に申し出るものとする。

2 予備審査は研究科教授会の下に置く予備審査会で行う。

3 予備審査会の申し出は、3月、6月、9月及び12月の所定の時期とする。

4 予備審査会は非公開とし、予備審査員は指導教員を含む教授、准教授、講師、及び助教からなり、その委員長は学長が兼ねる。予備審査会が必要と認めた場合は、他の教員も加えることができる。

5 予備審査の合格基準については、別に定める。

6 審査結果は、指導教員を通じて本人に通知する。

7 予備審査申請者は、博士論文要旨（1000～2000字程度の和文要旨及び500～1000語程度の英文要旨）、博士論文、業績目録、業績コピー各1部及び各書類の電子ファイルを本条第1項の予備審査申請書に添えて主任指導教員を通じて学長（研究科長）に提出するものとする。

(博士論文の申請等)

第5条 博士の学位を受けようとする者(以下「学位申請者」という。)は、次の各号により申請するものとする。

(1) 課程博士の学位申請者は、主任指導教員を通じて、博士論文審査出願書（別記様式第1号）を学長に提出するものとする。

(2) 第4条に定める予備審査を受け学位申請を許可された論文博士の学位申請者は、光産業創成

研究科の助教以上の者を通じて、博士論文審査申請書（別記様式第2号）を学長に提出するものとする。

2 博士論文審査出願書の提出時期は、5月、8月、11月及び2月の所定の時期とする。

（博士論文等の提出）

第6条 学位申請者は、次の各号のいずれかに従って博士論文等を提出するものとする。

（1）課程博士にあつては、博士論文要旨（1000～2000字程度の和文要旨及び500～1000語程度の英文要旨）、博士論文、業績目録、業績コピー、履歴書各5部を所定の期日までに第4条の博士論文審査出願書に添えて主任指導教員に提出するものとする。

（2）論文博士にあつては、博士論文要旨（1000～2000字程度の和文要旨及び500～1000語程度の英文要旨）、博士論文、業績目録、業績コピー、履歴書各5通を第4条の博士論文審査申請書に添えて光産業創成研究科の講師以上の者を通じて学長（研究科長）に提出するものとする。

（審査手数料）

第7条 規則第4条第2項にかかる審査手数料は10万円とする。

（博士論文等の受理及び審査）

第8条 規則第6条の規定により学長が学位申請者から博士論文審査申請書を受理したときは、研究科教授会の下に置く審査委員会により公開審査会及び本審査会による審査を行うものとする。

（審査委員会）

第9条 規則第7条第1項及び第2項の規定により選出等された審査委員は、審査委員会を開催し、予備審査の結果、博士論文の内容、博士の試験又は学力の確認により総合的に審査を行う。

2 審査委員の選出は次のとおりとする。

（1）学位申請者の親族以外の者のうちから選出するものとする。

（2）審査委員会には主査(審査委員長)を置き、主査は審査委員会を統括する。

（3）主査は、学位申請者の主任指導教員以外の審査委員のうちから、研究科教授会が指名する。

（公聴会）

第10条 審査委員会は、提出された博士論文に対し広く意見を聴取するために公聴会を開催するものとする。

2 審査委員は、公聴会に出席するものとする。

3 審査委員長は、公開審査会の開催に当たり、開催日の1週間前に開催の日時を掲示するとともに、博士論文を附属図書館において公開するものとする。

（課程博士の試験）

第11条 規則8条の課程博士の試験は、公開審査会をもってあてることができる。

（論文博士の学力の確認）

第12条 論文博士の学力の確認は、次の各号に掲げる方法によって行う。

（1）博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するための筆記又は口述試験

（2）課程博士修了相当の外国語の能力の有無を判定するため、審査委員会が指定する2種類（ただし、研究科教授会が特別の事情があると認める場合は、1種類）の外国語の能力についての筆記試験

2 前項第1号の学力の確認は、公開審査会をもってあてることができる。

（審査結果の報告等）

第13条 審査委員会は、博士論文の審査及び最終試験又は学力の確認が終了したときは、その結果を文書(別紙様式第3号又は第4号)により研究科教授会に報告する。

2 審査委員は、研究科教授会の要請があったときは、研究科教授会に出席し、意見を述べるものとする。

(学位の英語名称)

第14条 授与する学位の英語名はDoctor of Philosophy (略称PhD)とする。

(審査委員の変更)

第15条 指名された審査委員が、やむをえない事情により審査を行うことができなくなった場合は、審査委員を変更することができる。

2 前項の審査委員の変更は、規則第7条の規定により行うものとする。

(博士論文の保管)

第16条 学位を授与した博士論文は、本学附属図書館に保管する。

(その他)

第17条 この細則が定めるもののほか、博士の学位審査取扱いに関し必要な事項は、研究科教授会の議を経て学長が定める。

附 則

1 この細則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この細則は、平成21年4月1日から施行する。

3 この細則は、平成21年6月11日に一部改正し、平成21年4月1日から施行する。

4 平成21年3月31日において学位審査取扱細則第3条第1号に定める学位審査の申請資格を有する者にとっては、改正後の第8条の規定にかかわらず、改正前の規定を適用する。

5 この細則は、平成25年4月1日から施行する。

6 この細則は、平成28年3月10日から施行する。

7 この細則は、令和2年3月13日から施行する。

8 この細則は、令和4年10月13日から施行する。

光産業創成研究科履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、光産業大学院大学（以下「本学」という。）[学則](#)（以下「学則」という。）[第2章第5節](#)に定めることのほか、授業科目及びその単位数並びに履修方法等については、[学則第24条](#)の規定により、この履修規程の定めるところによる。

(授業科目及びその単位数等)

第2条 光産業創成研究科光産業創成専攻において開講される授業科目、その単位数及び開設年次・時期は次の表のとおりとする。

科目群	授業科目名		コース		開講時期			単位
			起業 実践	新事業 開発	1年	2年	3年	
I類	経営学総論		◎	◎	前			2
	企業会計特論		◎	◎	前			2
	マーケティング実践演習		□	□	前			2
	知財戦略特論		□	□		後		2
	経営戦略とファイナンス		□	□		後		2
	ビジネス・プロデュース特論		□	□	前			2
	光産業創成論		□	□		後		2
	BPxD総論		□	□	前			2
II類	共通基盤 光技術科目	光学総論	○	○	前			2
		フォトリソグラフィ特論	○	○	前			2
		光システム工学特論	○	○	前			2
	光技術 応用科目	光生体工学特論	□	□	前			2
		光医療・健康特論	□	□		後		2
		光バイオ工学特論	□	□	前			2
		バイオフォトニクス工学特論	□	□		後		2
		光加工・プロセス特論	□	□		後		2
		光エネルギー工学特論	□	□		後		2
		光計測センシング特論	□	□		後		2
光医工学特論	□	□	前			2		
III類	ゼミナール		◎	◎		通		4
	特別研究		◎	◎		通		4

◎：必修、○：選択必修、□：選択

前：前学期、後：後学期、通：通年（複数年）

※ 共通基盤光技術科目から1科目以上、かつ、II類科目から2科目以上単位修得すること

(講義概要)

第3条 開講されている授業科目の内容、授業の実施方法などについては、シラバスとして別に定める。

(授業時間)

第4条 光産業創成研究科に開講される授業時間は次のとおりとする。

	時間	光産業創成科
授業時間	第1時間	9:30 ~ 11:00
	第2時間	11:10 ~ 12:40
	第3時間	13:40 ~ 15:10
	第4時間	15:20 ~ 16:50
	第5時間	17:00 ~ 18:30

(単位の計算)

第5条 単位の計算は、[学則第25条](#)の定めるところによる。

(単位の授与)

第6条 単位の授与は、[学則第26条](#)の定めるところによる。

2 試験に合格しなかった場合、その授業科目の単位を修得するには、再履修しなければならない。

(履修登録)

第7条 授業科目の履修登録は、履修しようとする授業科目について第11条第1項に定める主任指導教員の承認を受けるとともに、履修届(指定様式)を学長宛に提出しなければならない。

(他大学院での履修)

第8条 他の大学の大学院(外国の大学の大学院を含む)の授業科目を履修しようとする場合は、別に定める他大学授業科目履修願により、主任指導教員の承認の上、学長の許可を受けなければならない。

(既修得単位の認定)

第9条 [学則第28条](#)の規定により、大学院において修得した授業科目を本学の単位として認定を受けようとする者は、入学後の所定の期間内に別に定める単位認定願を学長に提出しなければならない。

(起業)

第10条 学生は、第2条に掲げる表に定める授業科目「特別研究」において、自ら提案したビジネスプランに基づき、特別な理由がない限り、起業しなければならない。

(主任指導教員)

第11条 学長は、第2条に掲げる表に規定する「講座ゼミナール」及び「特別研究」の起業実践・研究指導を行うため、学生の提案したビジネスプランに応じて学生が入学した時期に複数の指導教員を定める。複数の指導教員のうち教授、准教授、または助教一人を主任指導教員とする。

2 [学則第29条](#)の規定により、主任指導教員は、当該指導学生に他の大学院又は研究所等において研究指導を受けさせる必要があると認められるときは、学長宛にその旨を申し出るものとする。

(修了の要件)

第12条 [学則第32条](#)に規定する「所定の授業科目について20単位以上修得し、必要な研究指導」は、第2条別表に掲げる必修科目16単位及び選択科目のうちから主任指導教員の承認を受けた授業科目4単位以上とする。

(各種証明書)

第13条 在学証明証、成績証明書、修了証明書、学生証等の証明は、学長の職名により行い、通学証明書、学校学生生徒旅客運賃割引証等の証明は、学長の職・氏名により行うものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、英文証明書については、学長の職・氏名で証明する。
- 3 学生証は、修了証書・学位記の授与と同時に、これを返還しなければならない。
(各種証明書の氏名)

第14条 学籍簿、その他の各種証明書に記載する学生の氏名については、次のとおり扱う。

- (1) 日本国籍を有する学生にあっては戸籍上の氏名を基本とする。ただし、学生から通称名を使用する旨の申し出がある場合は、通称名の使用を認める場合がある。
- (2) 外国人学生にあっては外国人登録証に記載されている氏名もしくは通称名とする。
なお、通称名を使用する際には、学籍簿及び学位記については通称名を記載した上で日本国籍を有する学生にあっては戸籍上の氏名を、外国人学生にあっては外国人登録証に記載されている氏名を併記するものとする。

(学籍)

第15条 入学手続き完了者のうち就学の意味がないと認められる者は、4月末日をもって除籍する。
原則として除籍者の復籍は認めない。ただし再入学についてはこの限りではない。

- 2 在学期間が満6年を経過し、[学則第32条](#)に規定する修了の要件を満たさない者は除籍する。原則として除籍者の復籍は認めない。ただし再入学についてはこの限りではない。
- 3 退学又は除籍により、学籍を失った者の在学期間は、退学した者については退学日付、除籍になった者については除籍の日付までとする。
- 4 学費未納による除籍は、前期分について7月末付除籍、後期分について1月末除籍とする。なお、除籍された者が除籍取り消しを希望する場合には、除籍の日から1か月以内に未納学費を添えて願出するものとする。
- 5 除籍該当者については、その都度本人及び保証人に通知するものとする。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもの以外、履修に関し必要な事項は、研究科教授会の議を経て学長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 4 平成20年3月31日に在学している学生が履修した授業科目及び単位は、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 5 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 6 平成23年3月31日に在学している学生が履修した授業科目及び単位は、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 7 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 8 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 9 平成25年3月31日に在学している学生が履修した授業科目及び単位は、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 10 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 11 平成26年3月31日に在学している学生が履修した授業科目及び単位は、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 12 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

- 13 平成27年3月31日に在学している学生が履修した授業科目及び単位は、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 14 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 15 平成29年3月31日に在学している学生が履修した授業科目及び単位は、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 16 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 17 令和2年3月31日に在学している学生が履修した授業科目及び単位は、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 18 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 19 令和4年3月31日に在学している学生が履修した授業科目及び単位は、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 20 この規程は、令和5年4月6日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

光産業創成研究科履修規程第2条別表（令和2・3年度入学者に適用）

科目群	授業科目名	コース		開講時期			単位	
		起業 実践	新事業 開発	1年	2年	3年		
Ⅰ類	経営学総論	◎	◎	前			2	
	企業会計特論	◎	◎	前			2	
	マーケティング実践演習	□	□	前			2	
	知財戦略特論	□	□		後		2	
	経営戦略とファイナンス	□	□		後		2	
	ビジネス・プロデュース特論	□	□	前			2	
	光産業創成論	□	□		後		2	
	バイオフォトニクスデザイン特論	□	□	前			1	
Ⅱ類	共通基盤 光技術科目	光学総論	○	○	前			2
		フォトリソグラフィ特論	○	○	前			2
		光システム工学特論	○	○	前			2
	光技術 応用科目	光生体工学特論	□	□	前			2
		光医療・健康特論	□	□		後		2
		光バイオ工学特論	□	□	前			2
		バイオフォトニクス工学特論	□	□		後		2
		光加工・プロセス特論	□	□		後		2
		光エネルギー工学特論	□	□		後		2
		光計測センシング特論	□	□		後		2
		光医工学特論	□	□	前			2
Ⅲ類	ゼミナール	◎	◎		通		4	
	特別研究	◎	◎		通		4	

◎：必修、○：選択必修、□：選択

前：前学期、後：後学期、通：通年（複数年）

※ 共通基盤光技術科目から1科目以上、かつ、Ⅱ類科目から2科目以上単位修得すること

光産学創成研究科履修規程第2条別表（平成31・30・29年度入学者に適用）

科目群	履修科目名	コース		開講時期			単位	
		応業 実践	新事業 開発	1年	2年	3年		
Ⅰ類	経営学特論	◎	◎	前			2	
	企業会計特論	◎	◎	前			2	
	マーケティング実践演習	□	□	前			2	
	知財戦略特論	□	□		後		2	
	経営戦略とファイナンス	□	□		後		2	
	ビジネス・プロデュース特論	□	□	前			2	
	未来論	□	□		通		2	
	光産学創成論	□	□		後		2	
Ⅱ類	共通基盤 光技術科目	光学特論	○	○	前			2
		フォトニクス特論	○	○	前			2
		光システム工学特論	○	○	前			2
	光技術 応用科目	光生体工学特論	□	□	前			2
		光医療・健康特論	□	□		後		2
		光バイオ工学特論Ⅰ	□	□	前			2
		光バイオ工学特論Ⅱ	□	□		後		2
		光加工・プロセス特論	□	□		後		2
		光エネルギー工学特論	□	□		後		2
		光計測センシング特論	□	□		後		2
Ⅲ類	ゼミナール	◎	◎			通	4	
	特別研究	◎	◎			通	4	

◎：必修、○：選択必修、□：選択

前：前学期、後：後学期、通：通年（複数年）

※Ⅱ類：共通基盤光技術科目から1科目以上、かつ、Ⅱ類から2科目以上単位修得すること

光産業創成研究科履修規程第2条別表（平成28・27年度入学會に適用）

科目群	履修科目名	コース		開講時期			単位	
		応業 実践	新事業 開発	1年	2年	3年		
Ⅰ類	経営学特論	◎	◎	前			2	
	企業会計特論	◎	◎	前			2	
	マーケティング実践演習	□	□	前			2	
	知財戦略特論	□	□		後		2	
	共創をもたらす組織	□	□		後		2	
	ビジネス・プロデュース特論	□	□	前			2	
	未来論	□	□		通		2	
	光産業創成論	□	□		後		2	
Ⅱ類	共通基盤 光技術科目	光学特論	○	○	前			2
		フォトニクス特論	○	○	前			2
		光システム工学特論	○	○	前			2
	光技術 応用科目	光生体工学特論	□	□	前			2
		光医療・健康特論	□	□		後		2
		光バイオ工学特論Ⅰ	□	□	前			2
		光バイオ工学特論Ⅱ	□	□		後		2
		光加工・プロセス特論	□	□		後		2
		光エネルギー工学特論	□	□		後		2
		光計測センシング特論	□	□		後		2
Ⅲ類	ゼミナール	◎	◎			通	4	
	特別研究	◎	◎			通	4	

◎：必修、○：選択必修、□：選択

前：前学期、後：後学期、通：通年（複数年）

※Ⅱ類：共通基盤光技術科目から1科目以上、かつ、Ⅱ類から2科目以上単位修得すること

光産業創成研究科履修規程第2条別表（平成26年度入学者に適用）

科目群	授業科目名		コース		開講時期			単位
			応業 選択	新事業 開発	1年	2年	3年	
I 類	計量・戦略	数量分析	□	□		前		2
		技術マネジメント	□	□		後		2
		ITマネジメント特論		□		後		2
		事業開発演習		□		前		2
		ビジネスモデルデザイン	□			前		2
	財務・会計	経営財務会計	◎	◎	前			2
		企業価値管理	□	□	前			2
		経営管理会計		○		後		2
	マーケティング	B2Bマーケティング	□	□	前			2
		マーケティング実践演習	□	□		前		2
		プロダクト・マネジメント	□	□		後		2
		成功事例研究	□	□		前		2
	組織	経営学概論	◎	◎	前			2
		共創をもたらす組織	□				後	2
	新産業創成	未来論	□	□	通			2
光産業創成論			□		後		2	
知財戦略特論		□			後		2	
II 類	共通基盤 光技術科目	光学概論	○	○	前			2
		フォトニクス特論	○	○	前			2
		光システム工学特論	○	○	前			2
	光技術 応用科目	光生体工学特論	□	□	前			2
		光医療・健康特論	□	□		後		2
		光バイオ工学特論Ⅰ	□	□	前			2
		光バイオ工学特論Ⅱ	□	□		後		2
		光加工・プロセス特論	□	□		後		2
		光エネルギー工学特論	□	□		後		2
		光計測センシング特論	□	□		後		2
III 類	ゼミナール	◎	◎		通		4	
	特別研究	◎	◎		通		4	

◎：必修、○：選択必修、□：選択 前：前学期、後：後学期、通：通年（複数年）

※ 共通基盤光技術科目から1科目以上、かつ、II類科目から2科目以上単位修得すること

光産業創成研究科履修規程第2条別表（平成26年度入学者に適用）

科目群	授業科目名		コース		開講時期			単位	
			旧課程 選択	新課程 選択	1年	2年	3年		
Ⅰ類	戦略	ITマネジメント特論		○	前			2	
		事業開発演習Ⅰ	○			前		2	
		事業開発演習Ⅱ		○			後		2
	財務・会計	経営財務会計	◎	◎	前			2	
		経営管理会計		○	前			2	
		企業経営管理	●	●			後		2
	マーケティング	マーケティング・リサーチ特論	●	●	前			2	
		マーケティング実践演習(消費財)	●	●			後		2
		生産財マーケティング	●	●			後		2
	組織	経営学特論	◎	◎	前			2	
		共創をもたらす組織	○				後		2
	新産業創成	未来論	●	●	通			2	
		光産業創成論	●	●	前			2	
		和財戦略特論	○				後		2
	Ⅱ類	光医療・健康	光生体工学特論	●	●	前			2
光医療・健康特論			●	●			後		2
光バイオ		光バイオ工学特論Ⅰ	●	●	前			2	
		光バイオ工学特論Ⅱ	●	●			後		2
光加工・プロセス		レーザー工学	◎	◎	前			2	
		光加工・プロセス特論	●	●			後		2
光エネルギー		量子光学	◎	◎	前			2	
		光エネルギー光学特論	●	●			後		2
光情報・システム		光情報・システム工学	●	●	前			2	
		光計測センシング特論	●	●			後		2
Ⅲ類	ゼミナール	◎	◎			通		4	
	特別研究	◎	◎			通		4	

◎：必修、●：共通選択、○：コース別選択 前：前学期、後：後学期、通：通年（複数年）

光通信制研究科履修規程第2条別表（平成24・23年度入学者に適用）

	科目名	単位数		開設学年・時期					
				1年		2年		3年	
		必修	選択	前	後	前	後	前	後
I 類	起業経営	2		○					
	起業実践	2		○					
	未来論		2	○					
	光通信制成論		2	○					
	ビジネスリテラシー		2	○					
	起業経営特論		2	○					
	イノベーション・マネジメント論		2	○					
	ビジネスプラン演習		2	○					
	事業開発演習		2		○				
	企業経営演習		2		○				
	会社経営実務		2		○				
小計	4	18	16	6					
II 類	量子光学	2		○					
	レーザー工学工学	2		○					
	光バイオ工学特論Ⅰ		2	○					
	光バイオ工学特論Ⅱ		2		○				
	光バイオ物質変換論		2		○				
	光医療・医療特論		2	○					
	光生体工学特論		2		○				
	光加工・プロセス特論		2		○				
	光エネルギー工学特論		2		○				
	光情報・システム工学		2	○					
	光計測センシング特論		2		○				
小計	4	18	10	12					
III 類	ゼミナール	4					4		
	特別研究(起業実践・研究指導)	4					4		
小計	8					8			
計	16	36			52				

注1 表中「前」又は「後」とあるのは、学則第15条に規定する「前学期」又は「後学期」を表す

注2 ゼミナールには、全体ゼミナールを含む。

光産学創成研究科履修規程第2条別表（平成22・21・20年度入学者に適用）

	科目名	単位数		開設学年・時期						
				1年		2年		3年		
		必修	選択	前	後	前	後	前	後	
I 類	未来論		2	○						
	科学技術文明論		2	○						
	起業経営	2		○						
	起業経営特論Ⅰ		2	○						
	起業経営特論Ⅱ		2	○						
	起業実践	2		○						
	イノベーション・マネジメント論		2	○						
	ビジネスプラン演習Ⅰ		2	○						
	ビジネスプラン演習Ⅱ		2			○				
	ビジネスプラン演習Ⅲ		2			○				
	新産学創成論		2					○		
	会社運営実務		2					○		
小計	4	20	16	4		4				
II 類	量子光学	2		○						
	光エネルギー変換論		2	○						
	光バイオ物質変換論		2	○						
	光バイオ工学特論		2			○				
	光医療・健康特論		2	○						
	光生体工学特論		2			○				
	レーザー工学	2		○						
	光加工・プロセス特論		2			○				
	超高速相互作用制御特論		2			○				
	光エネルギー工学特論		2			○				
	光情報工学特論		2	○						
	光計測センシング特論		2			○				
	光システム工学		2							
小計	4	22	14	12						
III 類	ゼミナール	4			2		2			
	特別研究(起業実践・研究指導)	4			1		1		2	
小計	8			3		3		2		
計	16	42	49	7		2				

注1 表中「前」又は「後」とあるのは、学則第15条に規定する「前学期」又は「後学期」を表す

注2 ゼミナールには、全体ゼミナールを含む。

附属図書館利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、光産業創成大学院大学学則第5条の規定に基づき、光産業創成大学院大学附属図書館（以下、「図書館」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

(図書館長)

第2条 光産業創成大学院大学（以下、「本学」という。）における図書館長は、学長が兼ねる。

(図書館職員)

第3条 図書館に図書館業務を遂行するため、図書館職員を置く。

(利用者)

第4条 図書館を利用することができる者（以下、「利用者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 本学教職員
- (2) 本学学生
- (3) 図書館長が許可した本学旧専任教職員
- (4) 図書館長が許可した本学修了生
- (5) 図書館長が特に許可した者

(利用証)

第5条 前条に規定する利用者が図書館を利用しようとするときは、利用資格を有する旨の証明書（以下「利用証」という。）の交付を受け、これを携帯しなければならない。

2 利用証を紛失した場合は、所定の手続きを行い再交付料を納入しなければならない。

(休館日)

第6条 休館日は、次のとおりとする。

- (1) 蔵書点検に必要な時間
- (2) 図書館長が特に必要と認めた日

2 前項各号の休館日のほか、必要ある場合は臨時にこれを変更することがある。

(閲覧)

第7条 一時に閲覧できる図書その他の資料（以下「資料」という。）は、5冊以内とする。

(帯出手続き)

第8条 図書を帯出しようとする者は、所定の手続きをとらなければならない。

(帯出冊数及び期限)

第9条 帯出図書の冊数及び期限は、5冊以内、2週間以内とする。

2 第1項の規定にかかわらず、図書館長が必要と認めたときは、冊数及び期間を変更することができる。

3 帯出者が第1項及び前項に規定する期限内に帯出を受けている資料（以下「帯出資料」という。）を返却しない場合は、特別の事情がない限り、遅延した日数だけ以後の資料の帯出を受けることができない。

4 図書館長は、点検、整理、利用者からの利用希望その他必要に応じ、帯出者に対し、帯出資料の一時返却を求めることができる。

5 帯出者が第1項に規定する期間を超えて不在となる時、又は貸出し期間中であっても長期に不在となる時は、資料の円滑な運用を可能にするため、事前に図書館に連絡し、帯出資料を返却する等の措置をとらなければならない。

(館外貸出し禁止資料)

第10条 次の資料は、帯出することができない。

- (1) 貴重資料及び特殊資料
 - (2) 参考資料(辞典、事典、年鑑、統計書、文献目録、索引等)
 - (3) 新聞
 - (4) 雑誌
 - (5) 図書館長が指定した資料
- (複写)

第11条 本学所蔵の資料を複写しようとする者は、所定の方法により館内の複写機を利用することができる。

2 複写文献の著作権に関する一切の責任は、複写する者が負うものとする。

(他機関の利用)

第12条 利用者が、教育、研究又は学習上、他機関所蔵の資料を閲覧、借受け又は複写しようとする場合において、図書館長からの利用依頼を必要とするときは、所定の手続により申し込むことができる。

2 前項の規定により借り受けた資料は、図書館長の指示に従い、館内で閲覧しなければならない。

(他機関に対する供用)

第13条 協定を結んだ他機関から本学所蔵資料の閲覧、複写又は貸出しの依頼があったときは、学内の利用に支障のない範囲でこれに応ずることができる。

2 他機関に貸し出すことのできる資料は、貴重図書、参考図書等を除く図書とし、貸出し資料の冊数及び期間は、協定の定めるところによる。

(図書館利用者の規律)

第14条 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 資料、設備及び機械等は大切に取り扱い、無断持ち出しをしないこと。
- (2) 他の入館者の迷惑になる行為をしないこと。
- (3) 利用証を他の者に貸与しないこと。
- (4) 貸出しを受けた資料の転貸をしないこと。
- (5) その他図書館職員の指示に従うこと。

(利用の制限)

第15条 図書館長は、この規則に違反した者に対し、図書館の利用を制限することができる。

(利用者の補償義務)

第16条 利用者は、利用中の資料、備品又は施設を紛失し、損傷し、又は汚損したときは、図書館長の指示に従い、速やかに損害を補償しなければならない。この場合において、資料を紛失し、又は汚損した者は、原則として同一種類の資料で弁償しなければならない。

(その他)

第17条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は図書館長が定める。

附 則

この規定は、平成17年4月1日から施行する。

光産業創成大学院大学学生規則

第1章 趣旨

(趣旨)

第1条 この規則は、本学学生(以下「学生」という。)の行為等に関し、他に定めるもののほか、必要事項について定める。

第2章 誓約書、保証書

(誓約書)

第2条 新たに学生となる者は、別記様式の誓約書に署名押印し、入学手続のときに学長に提出しなければならない。

(保証書)

第3条 新たに学生となる者は、別記様式の保証書に保証人による署名押印後、入学手続のときに学長に提出しなければならない。この場合、一般入学となった学生にあつては、別記様式、企業に所属している学生にあつては、別記様式によるものとする。

第3章 学生証

(学生証の所持)

第4条 学生は、学生証の交付を受け常に所持するとともに、本学職員から請求があつたときは、これを提示しなければならない。

2 学生証は、他人に貸与し、又は、譲渡してはならない。

3 学生証を所持しない者については、講義室、研究室、図書館等本学施設の使用を制限することがある。

(学生証の取扱い)

第5条 学生は、学生証を紛失したときは、直ちに届け出て、再交付を受けなければならない。

2 修了、退学等により学生の身分を失つたとき、又は有効期限が経過したときは、直ちに学生証を返還しなければならない。

第4章 健康診断

(健康診断)

第6条 学生は、本学が行う健康診断を受診しなければならない。

2 学生は、健康診断の結果に基づき、本学が行う保健衛生上の指導、指示に従わなければならない。

第5章 課外活動団体

(設立承認)

第7条 学生が、課外活動団体を設立しようとするときは、課外活動団体設立申請書を学長に提出し、承認を得なければならない。ただし、団体の設立に当たっては、当該団体の活動を継続的に行うに足りる学生の構成員を有し、教員のうちから顧問を定めなければならない。

2 前項によって承認された団体が、団体を継続使用としたときは、毎年度5月末までに、課外活動団体更新届を学長に提出しなければならない。

(活動の停止又は解散)

第8条 団体が、次の各号の一に該当するときは、学長は、当該団体の活動停止又は解散を命ずることがある。

(1) 光産業創成大学院大学学則(平成17年4月1日制定 以下「学則」という。) 又は諸規則に違

反した活動を行ったとき

- (2) 団体活動中に事故が発生するなど、団体の運営が円滑に行われなかったとき
- (3) 団体構成員が、不祥事に関係し、それが団体活動に密接な関係があったとき
- (4) 長期にわたって、団体活動が行われなかったとき
- (5) 団体活動が、本学の教育研究等の遂行に障害を与え職員の指示に従わなかったとき

2 団体が、活動を停止又は解散するときは、速やかに、その旨を学長に届け出なければならない。

第6章 集会等

(集会の届出)

第9条 学生又は学生の団体が、集会を開催しようとするときは、あらかじめ責任者を定め、開催の5日前までに、学生集会届を学長に提出し、承認を受けなければならない。

(集会の禁止又は解散)

第10条 前条により申請のあった集会が、次の各号の一に該当すると認められるときは、学長は、その集会の開催について中止又は解散を命ずることがある。

- (1) 本学の教育研究等に支障があると認められるとき
- (2) 本学の施設・設備・環境を損なうと認められるとき
- (3) 集会の責任者又は、参加者が、学則又は諸規則に違反した行為を行ったとき

(募金・販売等)

第11条 学生又は学生の団体が、募金、販売等の金銭上の収受を伴う行為をしようとするときは、前2条の規定を準用する。ただし、起業実践における事業運転資金の調達については除くものとする。

第7章 文書等の掲示

(文書の掲示・配布)

第12条 学生又は学生の団体が、学内において文書、ポスター、立看板等(以下「文書等」という。)を掲示又は、配布しようとするときは、所定の場所に限り行うことができる。

- 2 文書等には、責任者の所属、学年、氏名及び掲示・配布年月日を記載しなければならない。
- 3 文書等の掲示又は配布時間は、原則として10日以内とし、当該責任者は、その期間が終了したときは、撤去しなければならない。

第8章 諸施設の使用

(諸施設の使用)

第13条 学生又は学生の団体が、学内の他の施設を使用しようとするときは当該施設の利用に係る規定の定めるところによるものとする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

授業料等に関する規程

(趣旨)

第1条 学校法人光産業創成大学院大学（以下「本法人」という。）における授業料、検定料、入学料及び学位審査手数料（以下「授業料等」という。）に関しては、光産業創成大学院大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか本規程の定めるところによる。

(授業料等の額)

第2条 本法人における授業料等の額は別表第1のとおりとする。

(授業料の徴収方法)

第3条 授業料は、学則第40条、第43条から第47条及び第49条から第51条により徴収するものとする。

2 学則第43条第2項の規程により、授業料分納の承認を得た者が、前期又は後期中途において休学し、又は休学を命じられた場合の授業料の額は、前期又は後期分の授業料の額の6分の1に相当する額に休学した日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。

(検定料の徴収方法)

第4条 検定料は、学則第40条により徴収するものとする。

(入学料の徴収方法)

第5条 入学料は、学則第41条により徴収するものとする。

(博士論文審査手数料の徴収方法)

第6条 博士論文審査手数料は、学位規則第3条第2項の規定により博士論文の審査を申請しようとする場合、及び学位規則第4条第3項により博士論文の審査を申請しようとする者で退学後3年を経過している場合は、学位規則第4条第2項により徴収するものとする。

(その他)

第7条 本規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 5 平成24年3月31日に在学する者の授業料の額は、第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 平成24年4月1日以後に再入学、転入学をする者であって、前項に規定する者が属することとなる年次に在学する者の授業料の額は、なお従前の例による。
- 7 この規程は、令和3年5月25日から施行する。

別表第1

○授業料、入学料、検定料(令和3年5月25日適用)

区分	授業料	入学料	検定料
大学院	1,500,000円	750,000円	30,000円
研究生	月額 30,000円	60,000円	10,000円

○学位審査手数料 1件につき 100,000円(平成19年4月1日適用)

授業料の徴収猶予に関する規程

(趣旨)

第1条 授業料の徴収猶予の取り扱いについては、本学学則に定めるもののほかこの規程の定めるところによる。

(授業料の徴収猶予手続き及び徴収猶予期間)

第2条 学則第49条の規定により授業料の徴収猶予を受けようとする者は、授業料の納付期限までに、次の書類を学長に提出しなければならない。

(1) 学費延納願(別紙様式1)

(2) 事情を認定するに足りる資料

2 前項の徴収猶予の期間は半年とし、この徴収猶予の期間終了後において、なおも納付困難な事情を有する場合は再度学費延納願ができるものとする。この場合、徴収猶予期間の合計は1年を超えないものとする。

3 授業料の徴収猶予を許可し又は不許可とするまでの間は、徴収猶予の申請をした者に係る授業料の徴収を猶予する。

(授業料の分納手続き)

第3条 学則第43条第2項の規定により授業料の分納を申し出しようとする者は、前年度の3月までに、学費分納願(別紙様式2)を学長に提出し分納の承認を得なければならない。

(許可の取り消し)

第4条 授業料の徴収猶予の許可決定後、許可理由が消滅した場合は、その許可を取り消すものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

授業料未納者に係る除籍の取扱に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、光産業創成大学院大学学則(以下「学則」という。)第58条第4号に規定する授業料の未納により除籍する場合の取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業料の未納による除籍の取扱い)

第2条 光産業創成大学院大学(以下「本学」という。)に在学する者で、授業料の督促を受け督促状に明記する納付期日までに納付しないときは除籍する。

(除籍手続き等)

第3条 授業料を納付しない者(以下「未納者」という。)に対する督促及び前条の規定による除籍に関する手続きは、次の手順により行うものとする。

(1) 学長は、授業料の納付期限を過ぎたときは、当該期の未納者に対して文書により督促する。

(2) 未納者の主任指導教員及び事務局は、当該未納者と面談等して授業料の納付について指導する。

(3) 学長は、前号の規定による指導をしてもなお納付しないときは、文書により納付期限を付して督促する。

(4) 学長は、前各号の手続きを行ってもなお納付しないときは、研究科教授会の議を経て、当該未納者を除籍する。

(5) 学長は、除籍を決定したときは、除籍の通知を当該未納者に送付する。

(雑則)

第4条 この要項に定めるもののほか、授業料の未納による除籍の取扱に関し必要な事項は、研究科教授会の議を経て、学長が定める。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

除籍の基準及び除籍日の取扱いに関する要項

光産業創成大学院大学学則(以下「学則」という。)第58条に規定する除籍の基準及び除籍日の取扱いを次のとおり定める。

除籍の基準及び除籍の日

区 分		除籍の日	
学 則 58 条	第1号	学則第29条に規定する在学年限を超えた場合	在学年限の満了日
	第2号	学則第34条第5項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者	休学期間の満了日
	第3号	学則第42条により定める所定の日までに納付すべき入学料を納付しなかった者	学長が定める日
	第4号	授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者	学長が定める日

単位取得満了者の在学期間延長に係る授業料減免に関する規程

(目的)

第1条 学則第50条の規定に基づき、本大学院博士後期課程に在学し、将来、博士論文の提出が期待される者が研究及び起業活動に専念できるように援助するための授業料の減免について定めるものである。

(対象)

第2条 本大学院博士後期課程において 3年以上在学し、所定の研究指導の単位を修得し、さらに博士論文の指導を受け、博士論文審査及び試験のために在学期間を延長する者とする。

2 前項に規定する在学期間は原則として1年を超えないものとする。

(減免額)

第3条 前条第1項に規定する者に対して、その者の残余の在学期間について、学則第40条及び第43条に定める授業料の全額を免除とする。

(申請)

第4条 第2条の規定により在学期間を延長する者は、所定の期日までに在学期間延長申請書および指導教員の同意書を研究科長に提出しなければならない。

2 在学期間延長者が延長期間終了後も引き続き在学を希望するときには、新たに「在学期間延長申請書」を提出しなければならない。

(承認)

第5条 前項の申請があった時は、研究科教授会の議を経て、学長が承認する。

附 則

1 この規程は、平成21年3月26日から施行する。

2 この規程は、平成28年3月10日から施行する。

光産業創成大学院大学長期履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、光産業創成大学院大学学則(以下「学則」という。)第23条の規定に基づき、長期にわたり教育課程を履修する学生(以下「長期履修生」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(申請の資格)

第2条 長期履修を申請することができる者は、入学予定者又は在学生のうち、次の各号のいずれかに該当し、学則第12条に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に履修し、修了することを希望した者とする。

(1) 職業を有している者。ただし、企業に所属している者は所属長の承諾を要する。

(2) その他長期履修を必要とする事由があると認められる者

(申請手続き等)

第3条 長期履修を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を、長期履修の許可を受けようとする学年開始の1か月前まで(入学予定者は、入学手続期間内とする。)に学長に提出しなければならない。ただし、課程を修了する予定の学年時における申請はできないこととする。

(1) 長期履修申請書

(2) 長期履修計画書

(3) その他学長が必要と認める書類

(長期履修の認定)

第4条 長期履修の認定は、研究科教授会の議を経て学長が行う。

2 長期履修を認められた場合は、長期履修認定証により通知するものとする。

(認定の取消し)

第5条 長期履修を認められた者が、長期履修に関し虚偽の申請をしたことが判明したとき、その他長期履修を行わせることが適当でないと認められたときは、研究科教授会の議を経て学長が長期履修の認定を取り消すことができる。

(履修期間)

第6条 長期履修できる期間は、1年を単位とし、学則第12条に定める標準修業年限の2倍以内の年数とする。

(履修期間の変更)

第7条 長期履修生が当初認められた履修期間の延長又は短縮を希望する場合は、次の各号に掲げる書類を許可を受けようとする学年開始の2ヶ月前までに学長に提出しなければならない。ただし、履修期間の変更は1回限りとし、課程を修了する予定の学年時における延長の申し出はできないこととする。

(1) 長期履修変更申請書

(2) 長期履修変更計画書

(3) その他必要とする書類

2 履修期間の変更の認定は、研究科教授会の議を経て学長が行う。

(長期履修生の授業料)

第8条 長期履修生の授業料は、学則第12条に定める標準修業年限在籍者と同額とする。

2 長期履修生が第7条の規定により履修期間の変更を認められた場合の授業料は、前項に定める取扱

と同様とする。

- 3 長期履修生が第5条の規定により長期履修の認定を取り消された場合の授業料は、入学時に遡って長期履修生でない学生と同様の授業料を適用する。

(雑則)

第9条 この規定に定めるもののほか、長期履修の取扱に関し必要な事項は、研究科教授会の議を経て学長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成22年3月29日から施行する。
- 2 本規程施行直後における第3条第1項第2号に規定する申請時期は、同定めにかかわらず、施行日から平成22年3月31日までとする。
- 3 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成28年3月10日から施行する。

注)

- ・「職業を有している等」とは、家事、育児、介護などの事情により学生としての就学が困難な事情にあることなどを含む。
- ・在学生の申請は原則1回。申請時期については各学生に定められた履修期間が残り1年未満の者は除くが、特別な事情が生じた場合は研究科教授会で審議し学長が決定する。

光産業創成大学院大学奨学金給付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、光産業創成大学院大学（以下「本学」という。）に在籍する者に奨学金を給付し、経済的支援を行うことにより、修学に専念できる環境の整備を図ることを目的とし、奨学金の給付について必要な事項を定める。この奨学金は本学の設立準備財団解散時清算金及び学校法人から捻出した資金を運用した利息を原資としている。

(資格)

第2条 奨学生は、原則として次の各号の条件を満たしている者とする。

- (1) 本学に在籍する者
- (2) 人物が、本学学生としてふさわしく、建学の理念に基づいた研究実践活動を行っている者
- (3) 入学料、授業料を自ら納めている者
- (4) 授業料の滞納がない者

(奨学金の給付期間および給付方法)

第3条 奨学金を給付する期間は1年とし、7月に一括給付するものとする。

(奨学金の給付金額)

第4条 奨学金は75万円を上限とし、別に定める基準に基づき決定した額とする。

(募集)

第5条 奨学生の募集は、原則として毎年度6月に行うこととする。

(申請)

第6条 奨学金の給付を受けようとする者は、次の書類に必要事項を記入の上、学長に提出しなければならない。

- (1) 奨学金給付申請書（別記様式1）
- (2) 指導教員の推薦書（別記様式2）
- (3) 市区町村長が発行する所得証明書
- (4) その他必要な書類

(選考及び採用)

第7条 奨学生の採用は、研究科教授会の議を経て学長が決定する。

2 奨学生の採用の選考基準は別に定める。

(採用手続き)

第8条 奨学生に採用された者は、所定の期日までに次の各号に掲げる所定の書類を本学事務局に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（別記様式3）
- (2) 奨学金振込口座届（別記様式4）

2 前項に規定する書類を所定の期日までに提出しなかった者は、受給の権利を放棄したものとみなす。

(異動届)

第9条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに届けなければならない。

- (1) 休学、復学、転学、または退学したとき。
- (2) 停学その他の処分を受けたとき。

(奨学金の停止)

第10条 奨学生が休学したときは、その期間の奨学金の給付を停止し、返還させるものとする。

(奨学金の復活)

第11条 前条により奨学金の給付が停止された者において、その事由が消滅し願い出たときは、奨学金の給付を復活することができる。

(資格の喪失)

第12条 奨学生が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、奨学生の資格を失うものとする。

(1) 停学、退学若しくは除籍となったとき

(2) 第2条に規定する奨学生としての資格を失ったとき

(3) 前条に規定する給付再開の手続きを行わなかったとき

(4) 申請時または採用手続き時の提出書類に記載すべき事項を故意に記入しなかったこと、または虚偽の記載をしたこと等により奨学生となったことが判明したとき

(奨学金の辞退)

第13条 奨学生は、奨学金の辞退を申し出ることができる。

(奨学生の指導)

第14条 奨学生の資質の向上を図るため、学業成績および研究実践活動に適切な指導を行うものとする。

(報告)

第15条 奨学生は、給付期間終了後1ヶ月以内に状況報告書(別記様式5)を本学に提出しなければならない。

(奨学金の返還)

第16条 奨学生が、第12条の各号のいずれかに該当し、かつ、故意による重大な違約が認められた場合、本学は給付した奨学金の総額について返還を求めるものとする。

2 前条の規定を履行しない者で、本学からの勧告に従わない場合、本学は給付した奨学金の総額について返還を求めるものとする。

(事務)

第17条 この奨学金に関する事務は、事務局が行う。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、研究科教授会の議を経て行う。

(雑則)

第19条 この規程に定めるものの他、奨学金の給付に関し必要な事項は、別に定める。

(附則)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成26年2月13日から施行する。

3 この規定は、平成29年7月13日から施行する。

4 この規程は、令和2年6月11日から施行する。ただし、平成30年7月12日に遡って適用する。

5 この規程は、令和4年5月12日から施行する。

光産業創成大学院大学科目等履修生規程

(目的)

第1条 光産業創成大学院大学学則（以下「学則」という。）第54条第2項の規定に基づき、光産業創成大学院大学（以下「本学」という。）における科目等履修生の取り扱いに関し必要な事項を定める。

(入学資格)

第2条 科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 修士の学位を有する者又は専門職学位に相当する学位を授与された者、およびこれらと同等以上の学力があると認めた者

(2) 履修しようとする授業科目について、当該授業科目を履修するに十分な学力を有すると認められた者

(入学の時期)

第3条 科目等履修生の入学の時期は、学年の始め、または後学期の始めとする。

(履修期間)

第4条 科目等履修生として履修することができる期間は、1学年とする。

(出願手続)

第5条 科目等履修生として入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、所定の期日までに次に掲げる書類に入学検定料を添え、学長に願出しなければならない。

- (1) 科目等履修生願書（本学所定用紙）
- (2) 最終出身学校の修了証明書又は卒業証明書
- (3) 現職を有する者は、所属長の承諾書
- (4) その他必要と認める書類

2 本学に在学した者が科目等履修生として入学を志願する場合は、前項第2号に掲げる書類の提出を要しない。

3 履修期間を終了した者が再び科目等履修生として入学を志願する場合は、改めて第1項に定める手続を行わなければならない。ただし、同項第2号に掲げる書類の提出を要しない。

(入学志願者の選考及び入学の許可)

第6条 前条の入学志願者に対しては、研究科教授会において選考を行う。

2 前項の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに当該研究科において履修の指導を受けた上で、誓約書（本学所定用紙）及び履修登録票（本学所定様式）を提出するとともに、登録料及び履修料を納入しなければならない。

3 学長は、前項の手続を完了した者に対して入学を許可する。

(納付金)

第7条 科目等履修生が納入すべき入学検定料、登録料及び履修料については、別表のとおりとする。

2 納付された検定料、登録料及び履修料はいかなる場合においても返還しない。

(単位の認定及び証明書の交付)

第8条 科目等履修生が履修した授業科目について、所定の試験を受け、合格したときは、所定の単位を認定する。

2 前項により認定された単位については、願出により、単位修得証明書を交付する。

(科目等履修生証)

第9条 科目等履修生には、科目等履修生証を交付する。

2 科目等履修生が通学する際には、科目等履修生証を携帯しなければならない。

(施設の利用)

第10条 科目等履修生は、大学図書館その他履修に必要な施設を利用することができる。

(事務)

第11条 科目等履修生に関する事務は、総務課において行う。

(細則)

第12条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、研究科教授会の議を経なければならない。

付則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表

検定料	登録料	履修料
10,000円	20,000円	1科目につき 100,000円

光産業創成大学院大学聴講生規程

(目的)

第1条 光産業創成大学院大学（以下「本学」という。）における聴講生の取り扱いに関し必要な事項を定める。

(入学資格)

第2条 聴講生として入学することのできる者は、次に該当する者とする。

(1) 聴講しようとする授業科目について、当該授業科目を聴講するに十分な学力を有すると認められた者

(入学の時期)

第3条 聴講生の入学の時期は、学年の始め、または後学期の始めとする。

(期間)

第4条 聴講生として聴講することができる期間は、1学年とする。

(出願手続)

第5条 聴講生として入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、所定の期日までに次に掲げる書類に入学検定料を添え、学長に願出しなければならない。

(1) 聴講生願書（本学所定用紙）

(2) 現職を有する者は、所属長の承諾書

(3) その他必要と認める書類

2 本学に在学した者が聴講生として入学を志願する場合は、前項第2号に掲げる書類の提出を要しない。

3 期間を終了した者が再び聴講生として入学を志願する場合は、改めて第1項に定める手続を行わなければならない。ただし、同項第2号に掲げる書類の提出を要しない。

(入学志願者の選考及び入学の許可)

第6条 前条の入学志願者に対しては、研究科教授会において選考を行う。

2 前項の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに当該研究科において指導を受けた上で、誓約書（本学所定用紙）及び聴講登録票（本学所定様式）を提出するとともに、登録料及び授業料を納入しなければならない。

3 学長は、前項の手続を完了した者に対して入学を許可する。

(納付金)

第7条 聴講生が納入すべき入学検定料、登録料及び授業料については、別表のとおりとする。

2 納付された検定料、登録料及び授業料は返還しない。

(聴講生証)

第8条 聴講生には、聴講生証を交付する。

2 聴講生が通学する際には、聴講生証を携帯しなければならない。

(施設の利用)

第9条 聴講生は、大学図書館その他聴講に必要な施設を利用することができる。

(事務)

第10条 聴講生に関する事務は、事務局において行う。

(細則)

第11条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、研究科教授会の議を経なければならない。

付則

この規程は、令和5年4月6日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表

検定料	入学料	授業料
10,000円	20,000円	1単位につき 20,000円

特別聴講学生規程

(目的)

第1条 この規程は、光産業創成大学院大学（以下「本学」という）学則第52条第2項に規定する特別聴講学生に関する事項を定める。

(資格)

第2条 特別聴講学生として授業科目の履修を志願することができる者は、本学と協定等の締結がある大学院の学生で、所属する大学院から特別聴講学生となることを許可された者とする。

(出願)

第3条 特別聴講学生として履修を志願する者は、所定の期日までに、所定の書類を添え、学長に願出しなければならない。

2 特別聴講学生が履修期間の終了後、新たに履修を志願するときは、改めて出願手続を行わなければならない。

(選考および決定)

第4条 前条に規定する志願者については、研究科教授会の議を経て学長が履修の許可を決定する。

2 学長は、前項の決定を志願者に通知するものとする。

(登録手続)

第5条 特別聴講学生として許可された者は、所定の書類を提出するとともに、授業料を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、本大学と受け入れ経費に関する協定がある大学院に所属する特別聴講学生の授業料は免除することができる。

3 特別聴講学生として許可された者が、第1項に規定する手続きを所定の期日までに行わなかったときは、許可を取り消す。

(期間)

第6条 特別聴講学生の履修期間は、許可された授業科目の開講期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、大学間の協定等により別の定めをした場合は、この限りではない。

(登録上限および履修の対象授業科目)

第7条 特別聴講学生が1年間に履修できる単位数は、大学間の協議により定める。

2 履修の対象とする授業科目は、研究科が定める。

(試験)

第8条 特別聴講学生は、本学の学生と同様に履修した授業科目の試験を受け、成績評価を受けることができる。

(単位の授与等)

第9条 特別聴講学生が、授業科目を履修し前条の試験に合格したときは、単位を授与する。

2 前項に規定する単位授与は、研究科教授会の議を経て学長が行う。

3 授与した単位と成績は、特別聴講学生の所属する大学院へ通知する。

4 特別聴講学生の単位は、その請求により単位取得証明書を交付する。

(証明書等)

第10条 特別聴講学生に、その身分を証明するものとして、特別聴講学生証を交付する。

2 特別聴講学生証に関する事項は、光産業創成大学院大学学生規則第4条、および第5条を準用する。

(諸規則の遵守)

第11条 特別聴講学生は、本学の諸規則を守らなければならない。

(聴講の中止)

第12条 特別聴講学生が本学の諸規則に反する行為または特別聴講学生として相応しくない行為を行った場合は、特別聴講学生の身分を剥奪し、履修を中止する。

2 前項に規定する手続きは、研究科教授会の議を経て学長が行う。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、研究科教授会の議を経て学長が行う。

(附則)

この規程は平成24年4月1日より施行する。